

議案第 51 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| (補償基礎額) | 改正後 | 改正前 |
|---|--|--|
| <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級並びに任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことににより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していった階級並びに任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> | <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していった階級並びに当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことににより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡の原因である事故が発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していった階級並びに当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> | <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日における収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> |

て、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等による金額に、第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいづれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 暫
(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) ~ (6) 暫

4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかるわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等による金額に、前項の規定に該当する扶養親族については、第 1 号に該当する扶養親族については 433 円を、第 2 号から第 5 号までのいづれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 367 円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 暫
(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) ~ (5) 略
4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかるわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例(次項において「新条例」という。)第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた橋本市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条例第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条例第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生

じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等につ
いては、なお従前の例による。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における補償基礎額に関する特例)

3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における新条例第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいづれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円」とあるのは、「第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円(非常勤消防団員等に第 1 号につき 333 円)を、第 3 号から第 6 号までのいづれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円(非常勤消防団員等に第 1 号につき 333 円)とする者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円」とする。